

# 小田原

まちづくり情報誌 City Of ODAWARA Public Relations

2009 JULY

7

1日号

NO.990

月2回:1日・15日発行

## ②着実に進む「新しい小田原」への歩み

④きれいで住みよいまちへ／ごみ処理広域化の取り組み／⑤健康保険にかかわる年次更新のお知らせ／⑥小田原市の財政状況／⑧「事業仕分け」を実施／⑨江戸時代の小田原を再現！／⑩おだわら情報／⑫設立50周年 松永記念館と耳庵・松永安左エ門／会社を作りたいかた・独立したいかたへ／⑬〈連載〉学校自慢 桜井小学校／〈連載〉市民力／⑭小田原ならではの自治基本条例づくり／TAKUMI+WAZA展／⑮今月の笑顔／キラリ若人！／⑯〈連載〉ウォーキングタウン小田原「石橋山古戦場・米神漁港コース」

(○数字はページ番号です)





## 着実に進む

## 「新しい小田原」への歩み

「市民の皆さんが誇りと安心を持って暮らし続けることのできる地域の実現に向け、命を賭して臨んでいきたい」加藤市長は市長就任後の所信表明でこう述べました。それから1年、新しい小田原に向けた種をまき、そして同時に実践的な取り組みを行ってきた成果が、少しずつ形になりつつあります。

企画政策課 ☎331405

一歩ずつ、そして着実に。  
小田原の抱える課題に取り組んでいます。  
その一部を紹介します。

### ～教育と文化～

未来を担う子どもたちに夢と希望を



#### 少人数学級の実施と 学校予算の拡大

現在、小学校1年生に実施している少人数学級編成を2年生まで拡大しました。また、小・中学校と幼稚園施設の耐震化をすべて終了させるなど、子どもたちの学ぶ環境を整備しています。



#### 文化創造活動担い手育成事業

小田原の文化の裾野を上げ、その担い手を育成するために、自ら公演事業などの企画・運営を行い、それをサポートしたりする人材育成のため、アートマネジメント講座を開催します。講座終了後、受講者を中心に市民会館での事業を企画・実施します。

### ～医療と福祉～

いのちを大切にするまちへ向けて



#### ホームヘルパー就労助成事業

介護従事者の人材不足や離職が深刻化しているため、新たにホームヘルパー2級の資格を取得し市内の事業所に就職した人に助成する制度を創設しています。



#### 救命救急センター事業

市立病院内に24時間体制で救急患者を受け入れ、高度な医療を提供する「救命救急センター」を設置しました。県西地域では唯一のセンターで、まさに命を大切にするための取り組みです。

～行財政改革～

合理化・効率化による健全な行財政運営



事業仕分け関係事業

事業の必要性や、行政と民間との事業の住み分けなどを検討する「事業仕分け」に取り組んでいます。仕分け作業は、市民の皆さんも含めた外部の評価者が行います。



行政戦略アドバイザー設置事業

重要懸案事項の取り組みに当たって、市長が専門的・学術的な意見を求めていく新しい仕組みです。このたび登録した各分野における有識者や専門家のかたに、アドバイスを求めています。

**未来に向け、種をまく**

小田原は今、重要懸案事項の検討の際は必ず、市民や有識者の皆さんの意見を聞いた上で判断するという形を作り上げようとしています。市民参加による議論には時間がかかります。しかし、新しい小田原づくりの作業は、1年や2年で終わるものではありません。市民の皆さんがまちづくりの主役となり、一緒に汗を流すことが真の「新しい小田原」の実現への進むべき方向性なのです。地域の問題を地域で解決するための「地域運営協議会」、支援を必要としている人々を地域でしっかりと支え合うための「ケアタウン」、そして地域全体で子どもたちを健全に育てるための体制をつくる「スクールコミュニティ」…。喫緊の課題への取り組みだけでなく、未来へ向けた種まきを確実に進めていく。これが「市民の皆さんが誇りと安心を持って暮らし続けることのできる地域」への本当の意味での近道なのです。

～市民参画、まちづくり～

市民の力を生かす仕組みづくり



新たな総合計画の策定

全面的な市民参画により、策定作業を進めます。政策分野では、無作為抽出の市民・各種市民団体・行政の3者が連携して議論する「おだわらTRYフォーラム」を開催中。また、平行して、自治会連合会の区域での地域別計画の策定に向け検討を進めます。



自治基本条例検討事業

今後のまちづくりの基本原則を定める条例を市民の皆さんと一緒に作ります。5月に自治基本条例フォーラムを開催し、今は市民の皆さんによる「プレ検討委員会（勉強会）」で研究を重ねています。

～地域経済～

元気な活力あふれるまちへ



地方の元気再生事業

マスコミにも度々取り上げられ大人気となった「小田原どん」の店舗拡充など、「ものづくりのまち・小田原」のPRに努めます。



有機農業推進事業

健康志向や、食の安全・安心を求める声が高まっていることから、全国の有機農業振興のモデルとなるような有機農業振興計画を策定します。

～防災・防犯、環境～

安心・安全なまちづくり



環境美化促進重点地区喫煙規制推進事業

「小田原市まちをきれいに」する条例の一部改正し、小田原駅周辺環境美化促進重点地区内での喫煙を規制しました。これに伴い、道路上に喫煙規制区域を示す絵付けタイルを設置します。



酒匂川防災ステーション整備事業

全国的に多発する局地的豪雨などから河川被害を防ぐため、災害時の活動拠点として「(仮称) 河川防災センター」を設置し、危機管理体制を充実させます。



生ごみ堆肥化事業

生ごみを堆肥化し、地域の農産物などの栽培に活用し、収穫物を地域で消費する地域内循環の仕組みをつくります。その推進に当たっては市民参画による検討委員会を7月に設置し、検討を行います。

小田原駅周辺環境美化促進重点地区



※小田原駅東西自由連絡通路については、管理条例により、喫煙が規制されています。

小田原駅周辺環境美化促進重点地区での喫煙を規制  
 同地区では、喫煙場所以外での屋外の喫煙は規制され、12月1日から、違反者に対しては、勧告・命令のうえ、2万円以下の罰金を科すこともあります。

ただし、市が設置した喫煙場所及び「市灰皿オーナー制度（※）」により商店街に灰皿が設置してある場所では、喫煙することができます。マナーを守ってご利用ください。

※灰皿オーナー制度とは、市が企業から譲り受けた小型のスタンド灰皿を協力商店などに設置・自主管理していただき、市の指定する喫煙場所として位置付けるものです。

きれいで住みよいまちへ  
 ～喫煙マナーを守りましょう～

7月1日から「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」がスタート。新しい条例では、深夜花火、落書きが禁止されるほか、歩行喫煙が規制されます。

環境保護課 ☎331486

**海水浴場の分煙にご協力を**

観光課 ☎23-1373  
 環境保護課 ☎33-1486

市では、海水浴場の環境美化推進と安全確保のため、「御幸の浜海水浴場」及び「江之浦海水浴場」で、7月1日から8月31日まで分煙を実施します。期間中は喫煙場所を設置しますので、喫煙場所以外での喫煙はご遠慮ください。

**インタビュー**

**この条例でまちがきれいになることを期待しています**

市環境ボランティア協会  
 会長 西島 摩瑛顕さん

私たちは、毎月2回、「小田原駅周辺ポイ捨て防止キャンペーン」によるボランティア清掃を行っています。

今回、私も意見を述べたこの条例が歩行喫煙、落書き、深夜花火を迷惑行為として規制することにより、住みよいまちになるとともに、私たちの活動を後押ししてくれるのではと喜んでいました。

この条例によって、市民の美化意識が高まり、小田原がたばこの吸い殻や落書きのないきれいなまちになっていくものと期待し、さらに私たちも活動に力を入れていきたいと考えています。

**募集 資源化検討会の公募委員**

広域ごみ処理に適した持続可能な「生ごみ」「せんでい枝」のリサイクルの方策について検討を行う「資源化検討会」を設置します。小田原市から公募委員(1人)を募集します。

任期 8月～平成22年4月の8回程度を予定  
 対象者 4月1日現在18歳以上で、応募時点で市内に1年以上在住・在勤・通学している、議会議員・行政職員でない、検討会の会議・活動に参加できる方

募集期間 7月16日(木)まで  
 謝礼 1回3,000円(交通費込み)  
 選考 応募用紙と800字以内の小論文(テーマ:小田原市・足柄下地区における生ごみ、せんでい枝のリサイクルと処理について)

応募方法 直接・郵送・Eメールで  
 〒250-8555 小田原市環境政策課内  
 小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会事務局  
 Eメール: kouikigomi@city.odawara.kanagawa.jp

小田原、箱根、真鶴、湯河原の1市3町では、現在のごみ処理が抱える共通した課題に対応するため、ごみの広域的な処理について検討してきました。

今回、これまでの検討報告として、ごみ処理広域化を進めていく上での考え方や取り組みなどを示した「ごみ処理計画書」が完成しました。

※住民説明会の開催日時などは、後日お知らせします。

※「ごみ処理広域化の考え方」のリーフレットは、市役所各支所・連絡所などで入手できます。

**ごみ処理広域化の取り組み**

小田原市・足柄下地区のごみ処理について考えてみませんか?

環境政策課 ☎33-1471

広域化の考え方」がまとまりました。今後は、住民・事業者・学識経験者・公募委員(左記参照)からなる資源化検討会や住民説明会などを開きます。住民の皆さんから幅広く意見を聴き、将来のごみ処理や循環型社会への理想的なシステムを提案するための計画書「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化実施計画」の策定を進めていきます。



# 健康保険にかかわる 年次更新のお知らせ

## わたしたちの健康を支える「保険」

問 保険課 ①② ☎33-1843 (後期高齢者医療)  
① ☎33-1845 (国民健康保険)

①

### ■ 限度額認定証等・後期高齢者医療被保険者証・国民健康保険高齢受給者証の更新など

#### ● 限度額認定証等

次の(1)、(2)の認定証をお持ちの74歳以下の国民健康保険被保険者のかたには、7月中旬に手続き書類をお送りします。引き続き認定証が必要なかたは申請してください。

新たに認定証の取得を希望されるかたは、後期高齢者医療被保険者証、国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証などを持参して申請してください。

現在、後期高齢者医療の減額認定証をすでにお持ちのかたで、8月以降も引き続き要件に該当するかたには、7月下旬に新しい認定証をお送りしますので申請の必要はありません。

#### (1) 限度額認定証(国民健康保険)

入院時に医療機関で支払う一部負担金が一定限度額までになります。

対象：70歳未満のかた

#### (2) 限度額認定・標準負担額減額認定証(国民健康保険・後期高齢者医療)

入院時に医療機関で支払う一部負担金と食事代などが一定限度額までになります。

対象：市県民税非課税世帯のかた

※保険料に未納がある世帯のかたは認定されない場合があります。

#### ● 後期高齢者医療被保険者証

8月から一部負担金の割合が変更になるかたに、7月下旬に新しい保険証をお送りします。

#### ● 国民健康保険高齢受給者証

対象となるすべてのかたに、7月下旬に新しい受給者証をお送りします。

※一部負担金割合の判定について

次の要件に該当する可能性があるかたには、別途基準収入額適用申請のご案内をお送りします。ご確認のうえ、申請してください(負担割合が1割に変更されます)。

▼平成21年度の市県民税の課税所得額が145万円以上のた

②

### ■ 後期高齢者医療保険料の決定通知書の送付

平成20年中の所得によって正式な年間保険料を計算し、7月中旬に保険料決定通知書をお送りします。

保険料率は昨年度と同じ、所得割率：7・45% 均等割額：39,860円です。

#### 【注意事項】

※納付方法は原則として年金天引きですが、年金の額が年間18万円未満のかた、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合算した額が年金の額の2分の1を超えてしまうかた、後期高齢者の被保険者になってから一定の期間が過ぎていないかたは、普通徴収となります。

※4～6月に特別徴収(年金天引き)で保険料を納めていたかたでも、平成19年中の所得と平成20年中の所得に差があり保険料額が変わる場合には、年金天引きが中止となり、普通徴収(納付書や口座振替によるお支払い)に切り替わる場合があります。

※年金天引きのかたでも、申請により口座振替に変更することもできます(変更には3か月ほどかかりますので、ご了承ください)。

※後期高齢者医療保険料については、国民健康保険料の口座振替手続きが引き継がれません。口座振替を希望する場合は再度、手続きが必要になります。



# 小田原市の財政状況

毎年6月と12月に公表している小田原市の財政状況。  
今回は、平成20年度の最終予算の状況についてお知らせします。

☎ 財政課 ☎ 33-1312

## ★平成20年度の一般会計最終予算★

一般会計は、市の基本的な行政事務にかかる経費を中心とした会計で、20年度は、6月・9月・12月・3月に補正を行い、最終的な予算額は、約619億1,000万円となり、骨格的な予算であった当初予算に比べて、66億1,000万円の増になりました。

### 平成20年度の主な事業 「新しい小田原」

3つの指針による分類

#### 「いのちを大切にすする小田原」の確立

- 障害者地域作業指導事業費の補助
- 障害者移動支援等利用者負担軽減事業の実施

- 妊婦健康診査の公費負担回数の増加
- 特定健康診査・特定保健指導の実施など

#### 「希望と活力あふれる小田原」の創出

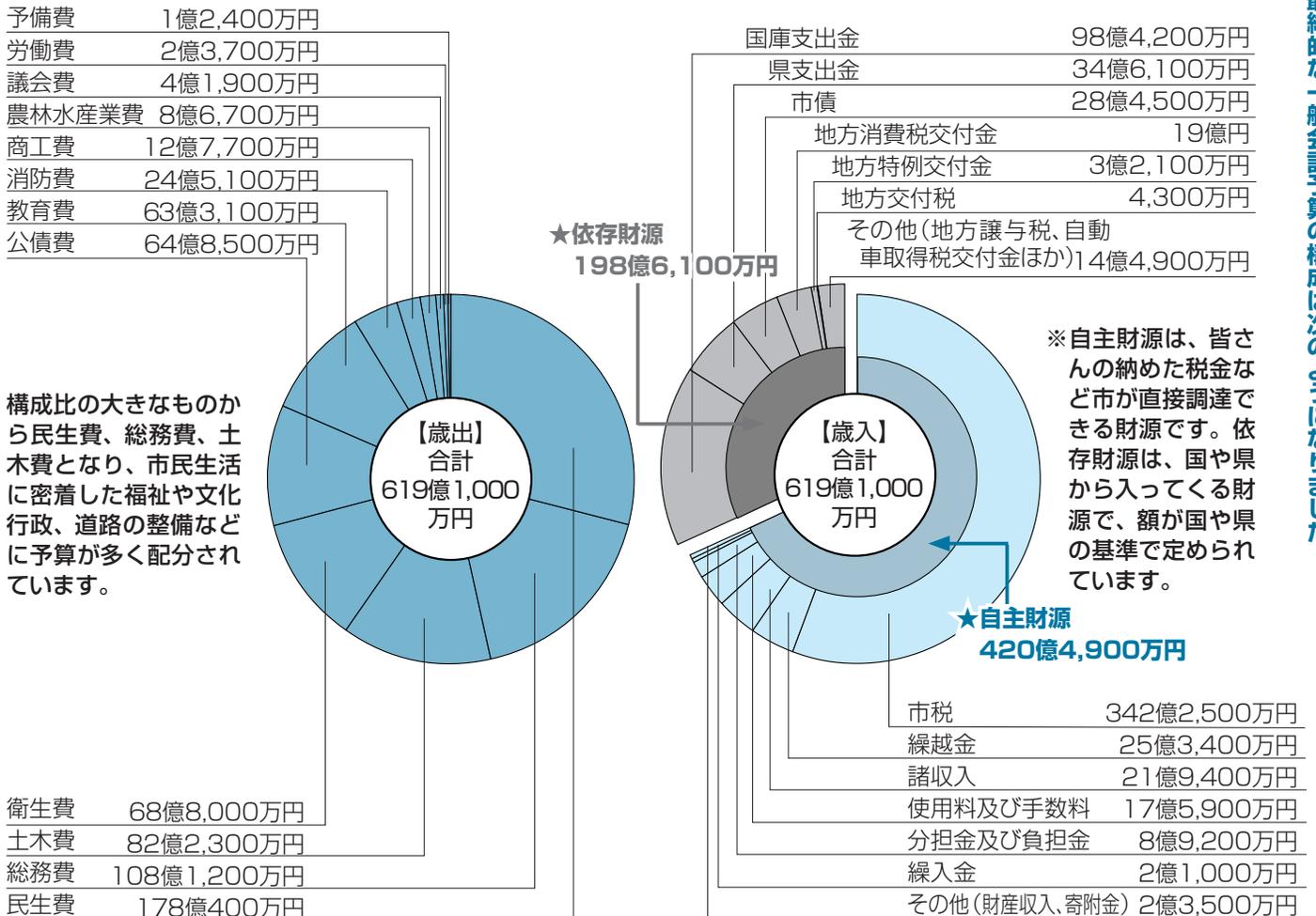
- こどもの森公園の整備
- 高機能消防指令センターの整備
- 小田原ブランド発信事業の実施
- 「白秋の散歩道」の整備

- 馬出門桝形 門・土塀の復元整備など

#### 「市民が主役の小田原」の創造

- 市議会インターネット配信事業の実施
- 広域証明発行サービス事業の開始
- 行財政改革検討委員会等の開催など

最終的な一般会計予算の構成は次のようになりました。



平成21年3月31日現在

平成20年度の特別会計最終予算

特別会計は、特定の収入で特定の事業を行うために、一般会計と区分して経理するための会計です。市では、競輪や下水道、国民健康保険などの事業を、この特別会計で処理しています。

老人保健医療事業特別会計は、平成20年度から後期高齢者医療事業特別会計へ移行したため、大きく減少しています。



市民一人にいくら使われているかを計算してみると…

市民一人当たりの市税納入額  
173,800円

市民一人に使われる合計額

314,400円

福祉の充実のために(民生費)	90,400円
防災対策・住民登録・市庁舎の維持管理などのために(総務費)	54,900円
道路・公園・河川の整備のために(土木費)	41,800円
健康対策と清潔なまちづくりのために(衛生費)	34,900円
借入金の返済のために(公債費)	32,900円
学校教育・社会教育施設の整備、文化財の保護のために(教育費)	32,200円
火災・水害などから守るために(消防費)	12,400円
商工業・観光の振興のために(商工費)	6,500円
農業・水産業の振興のために(農林水産業費)	4,400円
その他議会の運営、労働者の福祉向上、いざというときのために(議会費、労働費、予備費)	4,000円

平成21年3月31日現在の住民基本台帳による人口196,916人で計算

会計名	予算現額
国民健康保険事業特別会計	211億3,300万円
競輪事業特別会計	172億3,500万円
下水道事業特別会計	107億800万円
介護保険事業特別会計	102億4,800万円
後期高齢者医療事業特別会計	30億2,000万円
老人保健医療事業特別会計	17億1,300万円
宿泊等施設事業特別会計	4億9,100万円
天守閣事業特別会計	1億5,800万円
公設地方卸売市場事業特別会計	1億4,200万円
国民健康保険診療施設事業特別会計	4,000万円
合計	648億8,800万円

平成20年度の企業会計最終予算

企業会計は、地方公営企業法の適用を受け、企業としての経済性を発揮しながら収益を財源として運営する会計です。市では、水道と病院をこの企業会計で処理しています。



長期借入金状況

(平成21年3月31日現在)

市の長期借入金(市債)の内訳です。

一般会計における残高は515億1,000万円、市民一人当たりで計算すると、26万1,600円になります(前年同期26万3,100円)。

なお、特別会計と企業会計の合計残高は690億500万円です。

会計	目的	残高	前年同期との比較
一般会計	臨時財政対策債	136億9,200万円	21億3,700万円
	土木債	129億4,700万円	△13億1,700万円
	教育債	111億900万円	4億1,000万円
	減税補てん債	64億4,200万円	△6億8,000万円
	総務債	19億5,500万円	△2億6,300万円
	消防債	16億1,000万円	△5,400万円
	農林水産業債	13億1,600万円	△1,700万円
	その他	24億3,900万円	△6億1,400万円
	小計	515億1,000万円	△3億9,800万円
特別会計	下水道債	545億5,600万円	△11億4,000万円
	市場債	8,200万円	△800万円
	小計	546億3,800万円	△11億4,800万円
企業会計	水道債	119億100万円	△800万円
	病院債	24億6,600万円	△2億9,700万円
	小計	143億6,700万円	△3億500万円
合計		1,205億1,500万円	△18億5,100万円

水道事業会計最終予算

区分	収入	支出	予算現額
収益的収支	収入		32億700万円
水をつくり、送り届ける予算		支出	31億1,400万円
資本的収支	収入		8億5,900万円
水を送り届ける施設の整備にかかる予算		支出	23億9,200万円

病院事業会計最終予算

区分	収入	支出	予算現額
収益的収支	収入		96億4,100万円
病院を運営するための予算		支出	100億3,700万円
資本的収支	収入		1億6,400万円
施設などの整備にかかる予算		支出	7億6,800万円

平成20年度の決算状況は、後日お知らせします。



# 「事業仕分け」を実施

～スリムな市役所を目指します!～

行政改革推進課 ☎33-1305

「事業仕分け」って一体何だろう?

外部の視点で 市の事業を点検!

「事業仕分け」をご存知ですか?  
国や県、全国の市町村など約40の自治体です。既に実施され、それぞれの自治体の事業の見直しに大きな効果を取り組みです。

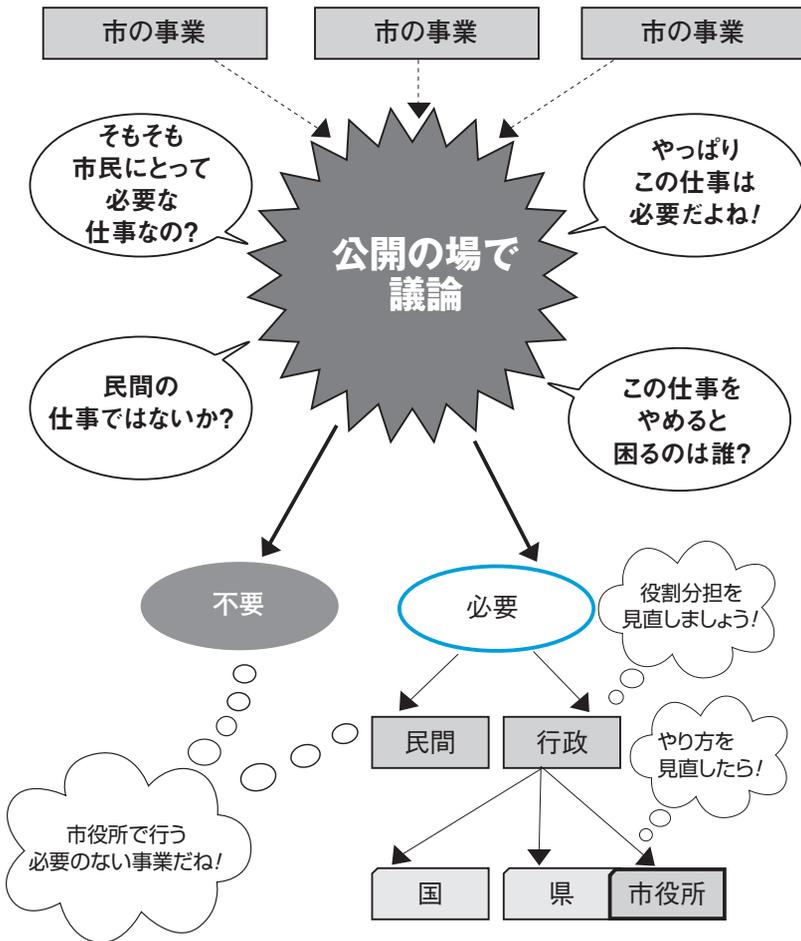
市役所のさまざまな仕事を「外部の視点」で点検し、その仕事の必要性や実施主体(国、県、市、民間)について仕分けする作業を行います。実施された自治体の中には、仕分けの結果から数億円規模の行政改革効果が生まれた自治体もあります。この「事業仕分け」

を本市でも実施します。

「事業仕分け」は、市民や有識者のかたにご参加いただき、事業の必要性や仕事の進め方の是非を公開の場で議論し、行政サービスを整理・区分(仕分け)するもので、本市では、80事業程度を対象に実施する予定です。

「事業仕分け」を活用し、市民の皆さんに分かりやすい本市の事業の見直しを進めていきます。

「事業仕分け」は10月3日(土)・4日(日)に開催します。詳しくは、後日お知らせします。



「事業仕分け」を一緒に勉強しませんか?

事業仕分けを多くのかたに知っていただくために「事業仕分け研修会」を開催します。

## 事業仕分け研修会

日時 7月25日(土)13時

場所 市役所7階大会議室

講師 構想日本(※)

伊藤伸さん

○事業仕分けとは、どのような取り組みなのか?

○行政にとって、どのような効果が期待できるのか?

○住民には、どのような効果をもたらすのか?

※「構想日本」とは、民間・非営利の政策シンクタンクで、これまで国や地方自治体の事業仕分けに多くの実績を残しています。今回の事業仕分けは、この「構想日本」の協力のもと実施されます。

◆事前申し込みは不要です。関心のあるかたは直接会場へお越しください。

市の仕事を自分もチェックしてみたい!





事業仕分け研修会であいさつする  
加藤市長

二宮尊徳先生が、荒廃した農村を建て直す「仕法」実施の前提条件としたのは、「分度を立てる」ということでした。その地域で見込める収穫高を見極め、その収入の中で可能な財政計画を立て、そのレベルまで支出を削る。必然的に、藩主の生活や藩運営における厳しい財政切り詰めへの覚悟が問われ、それを受け入れた地域のみ、仕法が断行されました。今流に言えば、持続可能な自治体経営のための行財政改革として歳出構造の抜本的な見直しを行う、についてはその前提として、自治体のお金の使い方を徹底的に見直す、ということです。

小田原市においては、平成20年度末の段階で約1,380億円の債務残高があり、ただでさえ公債費(借入れの返済)負担が大きいことに加え、福祉分野などの支出増加、更にはこの経済危機の影響による税収減など、これまでと同じ考え方では公共サービスの質・量を維持することが難しくなってくる状況です。

支出にまつわる財政状況の改善には、大きく2種類のアプローチがあります。

ひとつには、徹底したコストカット。これについては、小田原市役所ではかなり取り組んでおり、ちょっとした消耗品の購入なども控えるなど、相当の切り詰めに既に行っていました。これは当然、これまで以上にしっかりと取り組んでいくべきものです。

もうひとつは、個々の事業について、「本当に必要かどうか?」を、改めて問い直すこと。これが、この10月に実施を予定している「事業仕分け」です。これまで、当たり前のように行政がやってきた事業、実施が慣例となっている事業、財政状況の良い時代に始められた事業、本来なら民間がやるべき事業、国や県が取り組むべき事業……。既存の行政事業を、外部や専門家の視点によって客観的に評価し、事業単位での取捨選択と取り組みの見直しを行うものです。

「新しい小田原」つまり「持続可能な市民自治のまち」を創りあげるためには、これらの取り組みを通じて、小田原にふさわしい「分度」を立て、強化が必要な分野や、将来への投資となる事業に振り向けて行かねばなりません。今がその時です。

かつて小田原藩が未曾有の飢饉に直面した時、赴任先であった上州・桜町から駆けつけ領民を救った二宮先生でしたが、更なる経済復興に向けて求めた「分度」を、当時の藩政府は実施せず、仕法は途絶えました。先生はこのことを終生嘆かれたといひます。現代に生きる私たちは、未来を見据え、しっかりと「分度」を立てたいものです。



江戸時代の  
小田原を再現!

## コンピュータグラフィックス ファイルを公開

情報システム課 ☎33-1264

インターネットで提供される便利で安価なサービスを活用し、小田原城<sup>そう</sup>構<sup>がま</sup>内の町並み全体をコンピュータグラフィックス(CG)ファイルで再現しました。

文久年間(1861~1864年)の古地図(文久図)を基とし、先ごろ復元された馬出門をはじめ、元禄年間(1688~1703年)の本丸御殿や二の丸御殿なども加えて、小田原城が最も華やかだった時代を表しています。

CGファイル(計60個)は天守閣、城門、城下町など8つのエリアに分類しており、インターネットに接続されたパソコンであれば自由にダウンロードして閲覧できます。

「小田原城3Dプロジェクト」専用サイト

<http://www.odawaracastle.jp/>



### 合併検討会情報 ～平成21年度第1回委員会を開催～

企画政策課 ☎ 33 1 2 3 9

県西地域2市8町の首長による県西地域合併検討会平成21年度第1回委員会(以下、「委員会」)が5月21日(木)に県小田原合同庁舎で行われ、市町村合併にかかる国・県の動向や委員会の下部組織である任意合併協議会研究会(以下、「研究会」)における検討状況などについて話し合われました。

#### 市町村合併に対する国・県の動向

内閣総理大臣の諮問に基づき、市町村合併を含めた基礎自治体の在り方などについて審議を行っている、第29次地方制度調査会から答申素案が提示されたことにより、今後の市町村合併に対する国の動向が見えてきました。

答申素案によると、「全国的な合併の推進は、平成22年3月末までで一区切りとする」一方で、「平成22年4月以降に自ら合併を推進しようとする市町村を対象とした特例法が必要」としており、平成22年3月末の合併新法(市町村の合併の特例等に関する法律)の適用期限後も引き続き、国としての支援を継続することが適当としています。こうした国・県の動向に対し委員からは、「県西地域で合併が行われた場合の県の財政支援策を具体的に示してほしい」「国・県の財政支援に左右されることなく大きな視点で合併について

#### ○平成21年度の事業計画がまとまりました

西さがみ連邦共和国は4月23日に、また、県西地域広域市町村圏協議会及びあしがら広域圏ネットワークは4月28日に首長レベルの会議を開催し、平成21年度の事業計画や予算などを協議し、承認されました。

県西地域には複数の広域連携組織が存在しますが、公共施設見学会や小学生酒匂川駅伝競走大会など、可能な事業については共同で実施することとし、地域の一体化を深めるため、さまざまな連携を図ります。



小学生酒匂川駅伝競走大会

議論すべき」などの意見が挙げられ、引き続き、国・県の動向に注視しながら議論を進めることが了承されました。

#### 研究会における検討状況

研究会では、各首長が委員会の場において県西地域における合併の方向性について判断する上で必要と思われる、合併がもたらす効果や課題などについて調査検討を進めています。

今回の委員会では、この作業をより効果的に進めることを目的として、研究会における論点について意見交換を行い、2市8町の共通認識の構築を図りました。

※委員会の概要や配布資料は、県西地域合併検討会ホームページをご覧ください。  
<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/gappei/>



### さあ、ともにつくろう!! 安全・安心のまち「小田原」を

暮らし安全課 ☎ 33 1 3 9 6  
小田原警察署 ☎ 32 0 1 1 0

#### 地域の自主防犯活動

自治会総連合  
民生福祉部会長

木村秀昭さん

私たち富水地区では、地域ぐるみで児童の登下校時の見守り活動、月2回の夜間パトロール、青パトでの防犯巡回などを行っています。

お願いすることなどを呼びかけています。  
「自分たちのまちは自分たちで守る」ことをモットーに犯罪を起こさせない環境づくりとして、隣近所の顔の見えるまちづくりを目指し、地域での防犯活動を続けています。



運動期間 7/11(土)～20(祝)

#### 『夏の交通事故防止運動』 安全は心と時間のゆとりから 交通ルールを守って夏を楽しく安全に

小田原市交通安全母の会連絡協議会  
会長 渡邊久江さん



私たちは、子どもたちを交通事故から守るため、毎月1日と15日に街頭で見守り活動を行っています。交通事故は一人ひとりの心掛けで防止することができます。地域から交通事故の被害者も加害者も出さないよう、交通ルールやマナーを守りましょう。

## 『命の見張り番!』住宅用火災警報器を設置しましたか?

☎ 予防課 ☎ 49 4 4 2 4

すべての住宅(自動火災報知設備などが設置されているアパートなどを除く)に対し、住宅用火災警報器の設置義務化がスタートしてからすでに3年が経ちました。



市内でもこの間に、住宅用火災警報器が鳴動し、火災を早期に発見したことにより、大事に至らなかった事例が5件ありました。住宅の火災で死亡した人は全国で5年連続1,000人を超えています。その大部分は逃げ遅れが原因でした。住宅内での火災発生にすぐに気付くことができれば、いち早く避難ができ被害を最小限に防げます。すでに建てられている住宅の設置期限は平成23年5月31日ですが、一日も早い設置をお願いします。

### 【住宅用火災警報器について】



- ①設置する種類
  - 火災の煙に反応して音や光で知らせる煙式の住宅用火災警報器です。
- ②設置する場所
  - 寝室の天井や壁に付けてください。
  - 寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要です。
- ③購入について
  - 消防用設備取扱店やホームセンター、電気店などで買えます。
  - 国の技術基準に適合した『NSマーク』が付いているものを選びましょう。
  - 価格の目安としては1個4,000円~8,000円程度です。
- ④その他
  - 設置方法など詳しくはご相談ください。

※【住宅用火災警報器を販売している業者のかたへ】  
消防本部では、住宅用火災警報器の設置を促進するため、販売などを行っている業者のリストを作成しています。市内に店舗などを構え、住宅用火災警報器の販売店として消防本部からの公表を希望する業者のかたは、ご連絡ください。

※【悪質な販売にご注意!!】  
設置義務化に伴い、消防職員を装い高く売り付ける業者がいます。消防職員や消防団員が販売することはありません。「おかしいな?」と思ったら、その場で契約せずに「西さがみ連邦共和国消費生活センター」へご相談を!

相談専用ダイヤル ☎ 33 1 7 7 7

## 放課後児童クラブ 開始時間を早めます

☎ 青少年課 ☎ 33 1 7 2 3

小田原の未来の担い手となる子どもたちを、家族や学校など地域ぐるみで守り、はぐくむことが大切です。

児童の健全育成に必要な活動を、より充実させていきます。

### 『放課後児童クラブ』って何?

放課後児童クラブは、両親が共働きなどで、放課後の時間帯や土曜・夏休みなどの学校休業日に、家庭に保護者のいない小学1~3年生の児童をお預かりする事業です。

学校の教室などを利用し、市内25の小中学校区ごとに設置されています。

### 開始時間を『午前8時』に

土曜日と夏休みなどの学校休業日については、7月から児童クラブの受け入れ開始時間を『午前8時30分』から『午前8時』へと、30分早くします。

開始時間を早くすることについては、保護者からの要望に加え、保護者の勤務時間の都合などから、クラブの始まりを外で待っていないければならない児童が存在すること、こうした児童の健康と安全に配慮した結果です。

### 開設時間

平日	放課後~18:30
土曜日	8:00~18:30
夏・冬・春休み	
運動会などの代休日	

放課後児童クラブでは、これからも多くのかたのご意見を伺い、「必要なもの」と「できること」についての判断を繰り返しながら、取り組んでいきます。



# 設立50周年

## 松永記念館と耳庵・松永安左工門④

郷土文化館では今秋、松永耳庵が松永記念館を設立して50周年を迎えるのを記念し、松永記念館で特別展を開きます。ここでは耳庵の人物像や松永記念館について連載で紹介いたします。

問 郷土文化館 ☎23-1377

耳庵は、明治8（1875）年に彦岐島（現在の長崎県壱岐市）に生まれました。幼名は「亀之助」。本名の「安左工門」は祖父から数えて3代目になる松永家の世襲名です。

当時の日本は、国を挙げて急速な近代化が進められている最中で、耳庵誕生の3年前に、福沢諭吉の著『学問のすゝめ』の初編が出版されました。耳庵も『学問のすゝめ』を読んで諭吉の考えに大いに感動し、親の反対を押し切つて上京、慶応義塾に入りました。耳庵が初めて諭吉に出会ったときの

ことです。校庭で先生方に深々とお辞儀をしていた耳庵は、それを目撃した諭吉に「虚礼めいたお辞儀は不要だ」と諭されます。諭吉の言葉に耳庵は大変驚きました。諭吉は続けます。「お辞儀をした人たちも、お前さんと一緒に学問をしている仲間なのだ。お前さんは学校や先生に勉強をさせてもらうのではなく、本当は自分自身で勉強しているのだよ。だから、ほんのお互いの会釈でいいんだ。」

耳庵は、諭吉の教育法について「『教える』というよりも『誘導』、『叩き込む』というよりは『引き出す』」と語ります。独特の教育法や「形式や虚礼は全て排する」という諭吉の近代的・合理的な思想や言葉に、耳庵は共感し、その後の人生で数々の困難に遭遇するたびに、その教えを思い起こし、困難に立ち向かっていたのです。



耳庵も愛読した『学問のすゝめ』（小田原市立図書館蔵、復刻版）

※耳庵ゆかりの品や情報をお持ちのかたは、ぜひ郷土文化館までご連絡ください。

## 会社を作りたいかた・独立したいかたへ

問 おだわら街なか起業家支援センター ☎23-6660

### 【起業家応援セミナー】無料

#### ◆第1回

7月8日(水) 19:00~21:00

テーマ: 商い道~若手商人が語る商いの精神

講師: (有)古屋花店 専務取締役 古屋正広さん

#### ◆第2回

7月22日(水) 19:00~21:00

テーマ: 元国税庁職員が教える、創業時から備える税務調査対策

講師: 東京地方税理士会 小田原支部・税理士 吉野広之進さん

#### ◆第3回

8月19日(水) 19:00~21:00

テーマ: 税理士の目から見た良い経営・悪い経営

講師: 東京地方税理士会 小田原支部・税理士 吉野広之進さん

#### ◆第4回

9月2日(水) 19:00~21:00

テーマ: 自宅で起業! ちょっと得するパソコンの設置と使い方

講師: ATM石塚ヒロアキ建築設計室 所長 石塚広明さん / (株)カインドテック 代表取締役 茅野幸治さん

※街なか企業支援センター入居2企業の連携セミナーです。

### 【創業相談サテライトステーション】

経営や資金などの相談を、國原インキュベーション・マネージャーがお受けしています。

●毎月第3土曜日9:30~16:00

### 【発明相談】

特許、意匠、実用新案など知的財産権の相談を(社)発明協会・相談員の中野幸雄さんがお受けしています。

●毎月第2水曜日10:00~16:00

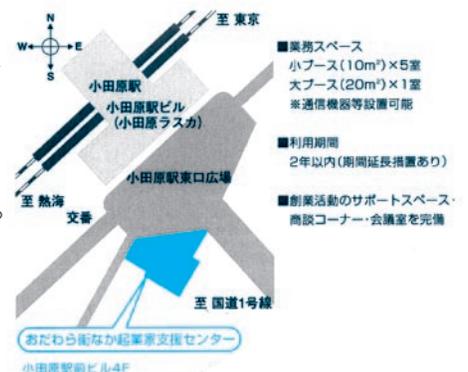
「景気が悪くて先行きが心配だけど、いつかは独立したい」、「会社を作ろうと思ってもどうしたらよいか分からなくて、知り合いに気がかりなことを相談してみた」

事業計画はまだ漠然としている段階であっても会社を作りたいかた・独立したいかたなら経験のある思い・行動ではないでしょうか。そんなとき、「おだわら街なか起業家支援センター」を思い出してください。

「起業」という言葉に「ちょっと違うかも」と感じるかたもいるかもしれませんが、ここでは、あなたのやってみたいことにじっくりと耳を傾け、状況に応じて会計・法律のこと、やりたいことの具現化に向けたアドバイスをしてくれるインキュベーション・マネージャー國原聖史さんがお待ちしています。

また、ビジネス・インキュベーション施設(※)として、新規事業者ブースをお貸しして、入居企業同士で刺激を得ながら会社が成長していくことができます。

詳しくは、街なか起業家支援センターまで。



※ビジネス・インキュベーション施設…創業者支援施設です。当施設は、小田原の地域産業の活性化を目指し、新たな担い手となる創業者の発掘・支援を図るため2005年に開設しました。

# 学校自慢

連載

このコーナーでは、小・中学校でのユニークな取り組みを紹介し、子どもたちの生き生きとした表情を見ると、小田原の未来も安心!という気持ちになりますね。

教育総務課 ☎33-1671

今月号は…

## 桜井小学校

(児童数：642人)



### 郷土の偉人 『二宮金次郎』から学ぼう

桜井小学校は開校して116年目の学校です。校歌は、開校70周年の昭和38年にできました。

- 一 誇り高き わがふるさと あしたに仰ぐ 富士の白雪 夕に望む 翠の箱根 桜井 桜井 桜はひらく
- 二 愛し友よ わが同胞 教えを守り 強く明るく 正しく生きよ 悦びもちて 桜井 桜井 桜はひらく
- 三 流れ清き わがふるさと 相模の海の白波歌う われらのてほん 尊徳先生 桜井 桜井 桜はひらく

校歌に込められた願いの実現に向け、今年度は「深めよう学び 育てよう心 子どもと共に」をテーマに取り組んでいます。その一つが、昨年度までに作り上げてきた「尊徳学習カリキュラム」の実践です。

### 積小為大と私

桜井小学校では、1年生のころから金次郎さんのことを勉強してきました。その中の「積小為大」を今、私はやっています。それは「交通安全子ども自転車」です。積小為大の意味は、小さなことを積み重ね、大きなことにしていくこと。自転車も同じです。毎日、朝と放課後に地域の人たちに教えてもらいながら、少しずつ練習を積み重ねています。そして、夏にある県大会に向けて、仲間と一緒にがんばっています。また、学校の勉強も、自転車の勉強と同じくらいがんばりたいです。



うたがわ かつき 宇田川 和希さん (6年生)

### 尊徳さんの教えを広げたい

— 宮尊徳は、昔、この小田原でたびたび起こった洪水をおさえようと工夫をこらして松を植え、村の人々のために尽くした、ということを私たちは学びました。また、保存会のかたがたの田植え唄を聞きながら、田植え体験もしました。桜井小学校には「積小為大」の碑があります。「小さいことを積み重ね、大きなことをやり遂げる。」私はいい言葉だと思いました。今年、私たちは、ブラジルの学校と交流をします。尊徳さんの教えをブラジルの人たちとともに広げていきたいです。



いしかわ とも 石黒 友葵さん (6年生)

1、2年生は、校内にある二つの金次郎像や絵本などを手掛かりに金次郎について知り、校歌を覚えて歌います。3、4年生は、社会科の「町探検」や「水害を防ぐ」などの学習で、実際に生家や松並木を見学したり、尊徳記念館や研究者のかたからお話を聞いたりして、「勤労・勤勉・積小為大」などについて学びます。5、6年生は、実際に米作りを体験したり、小田原藩の立て直しなどを学んだり、金次郎についての学習を深めます。

このような活動を通して金次郎の教えを導き、自分の生活の中に生かしていこうとする心や実践する力をはぐくんできたいと考えています。今年度、全校で「積小為大」の実践に取り組んでいます。この取り組みを通して、金次郎やその教えをさらに身近に感じ、「わがふるさと」に愛着や誇りが持てるような人になってほしいと思います。その実現が、「桜井 桜井 桜はひらく」であると考えています。

## 市民力

連載

学5・6年生を対象に行われるこのキャンプ研修は、青少年育成推進員協議会が、毎年テーマを設けて実施しているプログラムで、今年のテーマは、「おもいきり 太陽」です。



高橋 正充さん

子どもたちの輪を支えるのは、青少年育成推進員をはじめ、ジュニアリーダー、シニアリーダーなど、世代を越えて協力するスタッフの温かい目。「ふだん仕事をしているだけではかかわることのできない人々との貴重な交流」が、頼れる市民の力をはぐくみます。



昨年のきらめきロビンフッドのようす

「仲間と仲良くなった分、キャンプファイヤーは最高に盛り上がり、その炎が消える静寂さを、共に味わうのもまた、キャンプならではの仲間と熱い夏がまたやってくる。」

小田原ならではの

# 自治基本条例づくり

市では、市民主体のまちづくりの基本的なルールを定める自治基本条例づくりに取り組んでいます。5月のフォーラムでご講演いただいた相模女子大学教授・松下啓一さんに、引き続きご指導いただきながら、現在、プレ検討委員会（勉強会）を行っています。小田原ならではの自治基本条例をつくるため、より多くの市民の皆さんの参加をお待ちしています。プレ検討委員会後は、検討委員会、意見収集の会を開催していきます。

問 行政改革推進課 ☎331305

【プレ検討委員会（勉強会）】  
6月から始まったプレ検討委員会は、自治基本条例が少しでも身近になるよう、参加者の皆さんが疑問を出し合いながら、ワークショップ方式で進めます。今後のプレ検討委員会は、次のとおりです。

## 期日・テーマ

● 7月7日(火)「市民、コミュニティについて」

● 7月21日(火)「条例づくりの議論の進め方について」

場所…市役所7階大会議室  
時間…午後7時から午後9時まで

※事前申し込みは不要で、1日のみの参加も可能です。

このプレ検討委員会にご参加いただいた皆さんには、その後の「検討委員会」や、「意見収集の会」でも、ご意見をいただく予定です。

## ～今後のスケジュール～

自治基本条例はこうしてつくられていきます

自治基本条例フォーラム(5月20日に終了)

## プレ検討委員会(勉強会)

※自治基本条例の策定作業へのかかり方により分かります。

### 意見収集の会

(検討委員会の状況次第で随時)

※気軽にかかわりたいかた、特定のテーマのみを議論したいかたが対象です。プレ検討委員会へ不参加でも参加可能です。  
◎市民の皆さんから幅広く意見を募集します!

### 検討委員会

(8月から平成22年7月まで、15回程度)

※じっくりと議論したいかたが対象です  
◎条例骨子案(概要案)を作成し、行政へ提言します!

### 議会・各種団体

意見交換

意見交換

反映

## 行政による条例案の作成(平成22年8月～12月)

※条例案の作成においては市民の皆さんや議会・各種団体へしっかりと説明していきます!

## 議決

条例制定(平成23年4月)

## 松下啓一教授(相模女子大学)

フォーラムの際は、たくさんの皆さんにお越しいただき、小田原の皆さんの条例に対する想いのようなものをひしひしと感じました。期待感だけでなく、不安感や“なぜ必要か”という強い疑問なども。フォーラムでも、お話しさせていただいたとおり、自治基本条例を話し合うことは、小田原を皆さんで見直し、良くしていくという気持ちを表すことにつながります。小田原の自治基本条例には、小田原ならではの条例づくりが大切です。『小田原ならではの』とは、歴史や文化だけでなく、小田原に暮らす人の心、人のつながりでもあります。せっかくのチャンスです。ぜひ、一緒に、条例づくりに参加してください。



## 季節を感じる

# TAKUMI+WAZA展

日常の中に息づく匠の技。歴史と風土に培われてきた確かな技は、小田原の人にとって身近なもので、意識して眺める機会は少ないかもしれません。だからこそ、平成21年度は、年間を通して季節に応じた3回の展示・体験を行います。小田原の地場産業が季節感をもって、日常の中に溶け込んでいることを体感してください。

問 公益事業協会 ☎23-6660

## 第1回

夏編

風鈴・あかりに涼を求めて

小田原ちようちん夏まつり(7月25日・26日) プレイイベント企画  
期日 7月19日(日)～21日(火)

場所 小田原ラスカ6F U・meテラス  
内容 【展示】小田原鋳物風鈴・小田原提灯・寄木あかりなど【体験】

風鈴づくり(参加費1,300円/19日～21日)、小田原提灯づくり(参加費1,000円/20日のみ、事前申し込みを受け付けます。詳細は会場にて)

## 第2回

秋編

豊穣を盛る新春の器

期日 11月13日(金)～15日(日)  
場所 小田原宿なりわい交流館  
寄木・漆器(予定)

## 第3回

新春編

今年に欲しい憧れの酒道具

期日 平成22年1月2日(土)～6日(水)  
場所 小田原宿なりわい交流館  
※第2回、第3回の詳細は後日お知らせします。





「石橋山古戦場・米神漁港コース」

このコースは、海べりの路を散策しながら、つわものどもに思いをはせるコースです。

問 観光課 ☎33-1521

<コース紹介> JR早川駅→魚籃大観音→久翁寺→早川観音→紀伊神社→石橋漁港→石橋山古戦場・佐奈田霊社→米神漁港→(バスまたは徒歩)→JR根府川駅  
 ○距離/約4.3km ○所要時間/約1時間20分  
 ※各施設などの見学時間は除きます。  
 ※土日のバス運行はありません。  
 ※米神漁港から根府川駅までは、約1.5km、徒歩約25分。途中、歩道のない車通りの激しいところもありますのでご注意ください。



●魚籃大観音  
 JR東海道線からもよく見えるこの大観音像は、東善院の本尊である薬師如来の脇仏として昭和57(1982)年に建立されました。海上安全・大漁満足・魚介類への報恩感謝などを祈念したものです。像の高さは約10mあります。



●石橋山古戦場・佐奈田霊社  
 治承4(1180)年、高倉宮以仁王(たかくらのみやもちひとおう)の平氏追討の命令を受けて伊豆で挙兵した源頼朝が、鎌倉に向かう途中の石橋山で、前方を平家方大庭景親の軍勢3000余騎に、後方を伊東祐親らの軍勢300騎に挟まれ、大苦戦となりました。これが、石橋山の合戦です。頼朝方の先陣、佐奈田与一義忠が敵将の俣野景久と対戦したのを発端に戦いが始まり、10倍を超える敵の軍勢に頼朝方は敗れました。佐奈田霊社は、この合戦で討ち死にした佐奈田与一義忠を祀(まつ)っています。



●米神漁港  
 昭和27(1952)年に漁港の指定を受けました。漁港の沖合に小田原最大の定置網(米神漁場)が張られており、小田原漁港が完成するまでは、この定置網の陸揚港として利用されていました。漁港の上に架かる米神橋は、昭和35(1960)年に完成した日本初のPC曲線橋(プレストレスト・コンクリート橋)で、かながわの橋100選に選定されています。



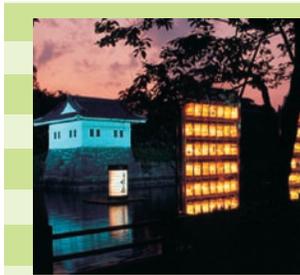
●石橋漁港  
 昭和29(1954)年に漁港の指定を受けました。小田原漁港が完成するまでは、沖合の大型定置網(石橋漁場)の陸揚港として利用されていました。現在は、地元漁業者によって一本釣漁業などが行われています。

**ウォーキングタウン おだわら散策マップ**

市内の歴史や自然を満喫できる11の散策コースなどを分かりやすく紹介。観光課、小田原駅観光案内所のほか、小田原アリーナ、各支所・連絡所などの公共施設で配布しています。

**一緒に歩きませんか**  
 ~NPO法人小田原ガイド協会企画ガイド~

<今後の予定>  
 9月11日(金)…小田原の三茶人コース  
 9月29日(火)…酒匂川土手を歩くコース  
 10月22日(木)…小田原別荘時代の文人たちを訪ねて  
 11月6日(金)…ざる菊鑑賞、久野丘陵の散策と古墳群を訪ねる  
 12月10日(木)…石橋山古戦場の山路を歩く  
 問 NPO法人小田原ガイド協会 ☎22-8800



表紙の言葉  
**小田原の原風景百選**  
**「小田原ちようちん」**

童謡「お猿のかごや」でもうたわれる小田原の名物。江戸時代に、東海道を旅する人の安全を願い、大雄山の杉を使って作られました。今は、小田原駅の大ちようちんをはじめ、小田原漁港の紅と白の灯台、青橋や飯泉橋などの街路灯としても使われ、人々の生活をもつめ続けています。

